

**平成25年度
卓越した大学院拠点形成支援補助金
Q & A**

平成25年4月

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

【目次】

◇事業の概要

- 問1 「博士課程」の定義は何か。 : 3
- 問2 「専攻等」は具体的に何か。 : 3
- 問3 「卓越した大学院拠点形成支援補助金」ではなく、「研究拠点形成費等補助金」が交付されるのか。 : 3
- 問4 実施担当者数に上限又は下限があるのか。 : 3
- 問5 実施担当者は専攻等に属する専任教員でなければならないとあるが、拠点による申請に際しては、拠点に係る専攻の専任教員であれば実施担当者とできるのか。 : 4
- 問6 実施責任者の役職について指定はあるのか。 : 4
- 問7 実施責任者は専攻等ごとに選出する必要があるのか。 : 4
- 問8 申請の単位は、「専攻等」か、「大学」か。 : 4
- 問9 平成25年度に設置された博士課程の専攻を単位とした申請はできないのか。 : 4
- 問10 「平成25年度において国により支援中の大学院教育研究に係るプログラム」とは具体的に何を指すのか。 : 5
- 問11 補助対象経費は、「学生支援経費を主とする」とあるが、学生支援経費の割合はどの程度である必要があるのか。 : 5
- 問12 レフェリー付き論文及び著書については、共著のものも含むのか。また、印刷中のもも含むのか。 : 5
- 問13 中間評価・事後評価の結果がA以上とあるが、中間評価に至っていないものの扱いはどうなるのか。 : 5
- 問14 所定の「科学研究費補助金」については、平成24年度に研究者代表者として交付を受けていれば、平成25年度に継続的に交付を受けている必要はないのか。 : 5
- 問15 平成24年度の途中において、研究代表者や拠点リーダー等の事業実施要領「3.(1)(a)」の指標(ii)②に該当する者に交代があった場合の取扱いはどうなるのか。 : 6
- 問16 平成24年度において該当する科学研究費補助金の研究代表者等の事業実施要領「3.(1)(a)」の指標(ii)②に該当する者を3人以上擁していたが、研究者の異動や退職や専攻の改組などにより平成25年度には3人に満たなくなった専攻等も、この人数要件を満たしていると考えられるのか。また、その逆の場合は如何か。 : 6

◇支援の方法等

- 問17 「基盤研究(A)のうち人文社会系研究課題」とあるが、人文社会系の要素を含む研究課題であれば対象となるのか。 : 6
- 問18 大学院担当教員とは具体的に何か。 : 6
- 問19 拠点による申請の場合、その実績はどのようにして評価するのか。 : 6
- 問20 学術研究の動向に照らした判断の加味に当たっての「総合的な評価」とは、具体的にどのような評価か。 : 6
- 問21 本補助金の交付金額については公表されるのか。 : 7
- 問22 「支援は大学を単位として行う」とあるが、交付額の算出の基礎となった専攻等以外の専攻や事務組織等において本補助金を使用することは可能か。 : 7
- 問23 「研究指導を担当した学生」は、主たる研究指導教員として研究指導を行った学生に限られるのか。受け持った講義の受講生を含めることはできるのか。 : 7
- 問24 複数教員による研究指導を行っている場合、「研究指導を担当した学生」の数はどう数えるのか。 : 7

- か。 : 7
- 問 2 5 修了者数に満期退学者の数を含めることは可能か。 : 7
- 問 2 6 「過去 3 力年の修了者数」とあるが、改組があり学年進行に伴う完成年度を迎えておらず、過去 3 力年にわたる修了者を輩出していない専攻はどのように取り扱うのか。 : 7
- 問 2 7 「予算の範囲内で交付金額を決定」とあるが、1 つの専攻等あたりの具体的な補助金額の算定はどのように行われるのか。 : 7

◇その他

- 問 2 8 補助金の繰越は可能なのか。 : 8
- 問 2 9 本補助金から奨学金を支給することは可能か。また、フェローシップなどの給付型経済支援の財源とすることは可能か。 : 8
- 問 3 0 申請の際、指定様式以外の資料等を添付して提出してもよいか。 : 8
- 問 3 1 実施要領「3. (1) (a)」の指標に該当する専攻等を有していない場合や、有していても当該専攻等を交付額算出の基礎とした本補助金の配分を希望しない場合であっても、調査票等を提出する必要があるのか。 : 8

◇事業の概要

(支援の対象)

問1. 「博士課程」の定義は何か。

(答)

本事業において、「博士課程」とは

- ① 区分制博士課程の後期の課程（一般に標準修業年限を3年とする後期の課程）
- ② 一貫制博士課程（医学・歯学・薬学・獣医学の課程を除く）のうち①に相当する期間の教育課程（一般に標準修業年限を5年とする一貫制博士課程であれば、区分制博士課程の後期の課程に相当する3年間の教育課程）
- ③ 医学・歯学・薬学・獣医学の博士課程（一般に標準修業年限を4年とする課程）

を指します。

RA経費の支出対象学生はここに定義する「博士課程」の学生に限られるとともに、「博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備する」ために必要な経費の支出に際してもここに定義する「博士課程」の定義となることに御注意ください。

問2. 「専攻等」は具体的に何か。

(答)

事業実施要領「3. (1) (a)」に記載のあるとおり、「専攻等」とは、

- ① 博士課程の専攻、
- ② 「グローバルCOEプログラム」による支援を受けていた拠点（プログラム）の事業推進担当者が大学院担当教員として研究指導を担当する一又は複数の博士課程の専攻が参画する拠点
- ③ 「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点の研究者（ホスト機関に属する者に限る。）が当該機関における大学院担当教員として研究指導を担当する一又は複数の博士課程の専攻が参画する拠点

を指します。

(実施体制)

問3. 「卓越した大学院拠点形成支援補助金」ではなく、「研究拠点形成費等補助金」が交付されるのか。

(答)

「卓越した大学院拠点形成支援補助金」は事業名称です。本事業により交付される補助金の名称は、「研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）」となります。

問4. 実施担当者の数に上限又は下限はあるのか。

(答)

専攻による申請の場合、申請時における当該専攻の専任教員数が実施担当者数の上限となります。

「グローバルCOEプログラム」の拠点に係る専攻等による申請の場合、事業最終年度において当該拠点の事業推進担当者であって、申請時において当該拠点を有する大学の大学院担当教員（問18参照）である者の数が実施担当者数の上限となります。

「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点に係る専攻等による申請の場合、平成24年度において当該拠点の研究者（ホスト機関に属する者に限る。）であって、申請時において当該機関の大学院担当教員である者の数が実施担当者数の上限となります。

下限については特段設けていませんが、博士課程の学生を学修研究に専念させるための環境を整備する取組の実施に必要な数の実施担当者を確保してください。

問5. 実施担当者は専攻等に属する専任教員でなければならないとあるが、拠点による申請に際しては、拠点に係る専攻の専任教員であれば実施担当者としてできるのか。

(答)

「グローバルCOEプログラム」の拠点に係る専攻等による申請の場合、事業最終年度における当該拠点の事業推進担当者であって、申請時において当該拠点を有する大学の大学院担当教員（問18参照）である者を実施担当者としてください。必ずしも全ての該当事業推進担当者を実施担当者とする必要はありませんが、当該拠点に係る専攻において、博士課程学生が学修研究に専念する環境整備の取組の実施に必要な人数を確保してください。

「世界トップレベル研究拠点プログラム」の拠点に係る専攻等による申請の場合、平成24年度における当該拠点の研究者（ホスト機関に属する者に限る。）であって、申請時において当該機関の大学院担当教員である者を実施担当者としてください。必ずしも拠点に参画する全ての該当研究者を実施担当者とする必要はありませんが、当該拠点に係る専攻において、博士課程学生が学修研究に専念する環境整備の取組の実施に必要な人数を確保してください。

問6. 実施責任者の役職について指定はあるのか。

(答)

特段ありません。実施担当者のうち、事業の実施に関して責任を持つ常勤の専任教員を実施責任者としてください。

問7. 実施責任者は専攻等ごとに選出する必要があるのか。

(答)

平成25年度の申請に係る専攻等の実施担当者のうち、事業の実施に関して責任を持つ常勤の専任教員を大学で1名選出してください。

(申請の単位等)

問8. 申請の単位は、「専攻等」か、「大学」か。

(答)

申請の単位は専攻等ですが、大学ごとに取りまとめ、申請者（大学の学長）より申請を行ってください。なお、本補助金による支援は、大学を単位に行います。

問9. 平成25年度に設置された博士課程の専攻を単位とした申請はできないのか。

(答)

平成24年度の実績に基づき本補助金の交付額の決定を行うため、平成24年4月1日時点において設置されている博士課程を有する国公立大学の取組が支援の対象となります。

ただし、改組により平成25年度に設置された専攻にあつては、当該専攻の基礎となった改組前の専攻の実績に基づいた申請が可能です。

問10. 「平成25年度において国により支援中の大学院教育研究に係るプログラム」とは具体的に何を指すのか。

(答)

博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備することを主たる目的の一つとした、機関補助型の国の補助金により支援される大学院教育研究に係るプログラムであって、平成25年度において支援中のものを指します。

具体的には、平成25年度において「グローバルCOEプログラム」による補助を受けている拠点に係る申請、及び当該拠点の事業推進担当者が大学院担当教員(問18参照)として研究指導を担当する専攻のうち最も当該拠点と関わりが深い専攻(以下「中心専攻」という。)による申請はできません。中心専攻以外の専攻が、単一の専攻として申請することは可能です。また、平成25年度において「グローバルCOEプログラム」による補助を受けていない拠点の中心専攻と同一の専攻を中心専攻として擁する他の拠点が平成25年度に同プログラムによる補助を受けている場合は、両拠点又はその中心専攻を「専攻等」とした申請はできません。

また、平成24年度に「卓越した大学院拠点形成支援補助金」に申請し平成25年度においても継続して選定されている専攻等による申請はできません。

(支援の範囲等)

問11. 補助対象経費は、「学生支援経費を主とする」とあるが、学生支援経費の割合はどの程度である必要があるのか。

(答)

特段の定めを置くものではありませんが、博士課程の学生をリサーチ・アシスタントとして雇用するための経費等の学生支援経費を十分に確保した上で、他の経費を執行してください。

◇支援の方法等

(交付先の選定等)

問12. レフェリー付き論文及び著書については、共著のものも含むのか。また、印刷中のもも含むのか。

(答)

レフェリー付き論文は、ファーストオーサーのものに限らず、共著のものも含まれます。また、著書については、単著のものに限らず共著のものも含まれます。

ただし、平成24年度において印刷・公表済、採録決定済のものに限り、査読中・投稿中のものは除きます。

問13. 中間評価・事後評価の結果がA以上とあるが、中間評価に至っていないものの扱いはどうなるのか。

(答)

中間評価に至っていない拠点については、評価がA以上の専攻等には該当しません。

問14. 所定の「科学研究費補助金」については、平成24年度に研究者代表者として交付を受けていれば、平成25年度に継続的に交付を受けている必要はないのか。

(答)

平成25年度に本事業により新たに行う支援は平成24年度の実績により行うものであるため、平成25年度の交付実績は問わず、平成24年度に交付を受けた実績を問うものです。

問15. 平成24年度の途中において、研究代表者や拠点リーダー等の事業実施要領「3.(1)(a)」の指標(ii)②に該当する者に交代があった場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

平成24年度の途中において該当者に交代があった際には、交代の前後における該当者のいずれかを選択し、算入することとしてください。

問16. 平成24年度において該当する科学研究費補助金の研究代表者等の事業実施要領「3.(1)(a)」の指標(ii)②に該当する者を3人以上擁していたが、研究者の異動や退職や専攻の改組などにより平成25年度には3人に満たなくなった専攻等も、この人数要件を満たしていると考えられるのか。また、その逆の場合は如何か。

(答)

該当する科学研究費補助金の研究代表者等を「3人以上実施担当者として擁する専攻であること」が実施要領「3.(1)(a)」の指標(ii)に掲げる要件です。実施担当者は申請専攻等に属する専任教員である必要があるため、申請時において該当研究者を3人以上擁している専攻等が当該要件に該当する専攻等となります。

問17. 「基盤研究(A)のうち人文社会系研究課題」とあるが、人文社会系の要素を含む研究課題であれば対象となるのか。

(答)

科学研究費補助金の基盤研究(A)において「人文社会系」として採択されている研究課題を指し、人文社会系の要素を含んでいても他の系分類で採択されている研究課題は対象となりません。

問18. 大学院担当教員とは具体的に何か。

(答)

学校基本調査の様式第7号の「大学院担当者」の教員を指します。具体的には、大学院を有する大学の教員(本務者)のうち、大学院担当の発令がある者(大学院を本務とする者を含む。)です。

問19. 拠点による申請の場合、その実績はどのようにして評価するのか。

(答)

実施担当者が属する博士課程の専攻の実績をもとに評価を実施します。所属専攻を異にする複数の実施担当者が参画する拠点については、全ての所属専攻の実績をもとに評価を実施します(拠点による申請に際しての実施担当者の考え方は問5参照)。

問20. 学術研究の動向に照らした判断の加味に当たっての「総合的な評価」とは、具体的にどのような評価か。

(答)

実績評価調書に記入されたデータのうち、数値で表せない専攻等の取組のユニークさや研究成果等の状況に係るデータをもとに、学術研究の動向に照らした判断を加味した上で、当該専攻等の卓越性を評価します。この際、個々のデータに対してそれぞれに評価・配点を行うのではなく、総合的に判断した上で4段階(6点、4点、2点、0点)の配点を行います。

(支援の方法)

問21. 本補助金の交付金額については公表されるのか。

(答)

本補助金の交付先となった大学ごとの交付額を公表することを予定しています。また、交付金額の算定の基礎となる、選定された専攻等ごとの算出額については、当該専攻等を有する大学のみを開示することを予定しています。

問22. 「支援は大学を単位として行う」とあるが、交付額の算出の基礎となった専攻等以外の専攻や事務組織等において本補助金を使用することは可能か。

(答)

各大学において、優秀な学生を惹きつけ、世界で活躍できる研究者を輩出する環境づくりを推進するために必要と考える範囲において、交付額の算出の基礎となった専攻等（実施要領「3. (1) (a)」の指標に該当する専攻等）以外の専攻や事務組織等において本補助金を使用することができます。

問23. 「研究指導を担当した学生」は、主たる研究指導教員として研究指導を行った学生に限られるのか。受け持った講義の受講生を含めることはできるのか。

(答)

博士論文に係る研究指導など博士の学位授与につながる研究指導を担当した学生を指すものであり、受け持った講義の受講生や短期間の研究指導を担当した学生等をすべからず指すものではありません。

問24. 複数教員による研究指導を行っている場合、「研究指導を担当した学生」の数はどう数えるのか。

(答)

延べ人数ではなく、実人数（頭数）で数えます。例えば、教員Aが学生a、学生bの研究指導を担当し、教員Bが学生b、学生cの研究指導を担当していた場合には、教員A及び教員Bが研究指導を担当した学生数は3人（学生a、学生b、学生c）として数えます。

問25. 修了者数に満期退学者の数を含めることは可能か。

(答)

修了者数は博士課程を修了し博士の学位を授与された者の数を指し、満期退学者の数は含みません。ただし、満期退学後に学内規程に基づき博士課程の修了を認められた者については、その修了日が平成22～24年度であれば参入することは可能です。

問26. 「過去3カ年の修了者数」とあるが、改組があり学年進行に伴う完成年度を迎えておらず、過去3カ年にわたる修了者を輩出していない専攻はどのように取り扱うのか。

(答)

実施担当者が研究指導を担当した学生であれば、当該専攻の基礎となった改組前の専攻に属した学生に係る修了者数をカウントしてかまいません。

問27. 「予算の範囲内で交付金額を決定」とあるが、1つの専攻等あたりの具体的な補助金額の算定はどのように行われるのか。

(答)

本事業の予算総額の範囲内で、選定された専攻等の数、当該専攻等の修了者数を勘案した金額を算出

し、当該専攻等の実績の評価の結果を反映させた上で、補助する予定です。

◇その他

問28. 補助金の繰越は可能なのか。

(答)

本補助金の支援期間は平成26年3月31日までですが、本補助金は繰越明許費であるため、交付決定時には予想し得なかった不測の事態等により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用できるようになっています。

問29. 本補助金から奨学金を支給することは可能か。また、フェローシップなどの給付型経済支援の財源とすることは可能か。

(答)

学生に対する奨学目的の経費やフェローシップとしては使用できません。給付型経済支援としては、T A ・ R A 等による支援を基本としてください。

問30. 申請の際、指定様式以外の資料等を添付して提出してもよいか。

(答)

指定様式以外の資料等の提出は認められません。

問31. 実施要領「3.(1)(a)」の指標に該当する専攻等を有していない場合や、有していても当該専攻等を交付額算出の基礎とした本補助金の配分を希望しない場合であっても、調査票等を提出する必要があるのか。

(答)

必要ありません。